

全国福祉保育労働組合東海地方本部規約

第1章 総則

第1条（名称と所在地）

本組合は「全国福祉保育労働組合東海地方本部」（略称、福祉保育労東海地本）と呼び、事務所を名古屋市熱田区沢下町9-7労働会館東館405におく。

第2条（上部組織）

本組合は、「全国福祉保育労働組合」（略称 福祉保育労）に加入し、同規約約14条に基づく地方本部として、同組合の方針を実践し、活動する。

第3条（組合員構成）

本組合は、組合の目的と規約に賛同する東海地域（愛知・岐阜・三重など）の保育・福祉及びこれに関連する事業に働く労働者、及び労働組合をもって構成する。

第4条（目的）

本組合は、組合員の団結によって労働者の生活と権利を守ると共に、国民の要求にこたえる真に権利としての社会福祉・社会保障の実現を目的とする。

第5条（事業）

本組合は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 賃金・労働条件の改善、職場民主化と諸権利の擁護拡大をめざす活動。
2. 労働協約の締結と労働諸法規の改善をめざす活動。
3. 組織の拡大・強化と労働戦線の階級的民主的強化・統一をめざす活動。
4. 組合員の階級的意識と資質向上をめざす文化・交流・啓蒙・調査及び宣伝活動。
5. 社会福祉・社会保障の拡充、民主的諸制度の確立、国民的課題の達成をめざす諸活動。
6. 共通の要求と課題に基づく他労組・団体との連帯を強め、協力・共同を進める活動。
7. その他、目的達成のために必要な活動。

第2章 組合員の権利と義務

第6条（権利と義務）

本組合の組合員（傘下の労働組合の組合員を含む。以下同じ）は、本組合の全ての問題に参与する権利及び均等の取り扱いを受ける権利を有する。何人も、いかなる場合においても人種・国籍・宗教・性別・年齢・思想・信条・門地または身分や雇用形態の別によって、組合員たる権利や資格を奪われることはない。組合員は次の各号につき平等な権利と義務をもつ。ただし、オブザーバー加入の組合員・労働組合については別に定めるところによる。

1. 選挙権及び被選挙権
2. 大会その他の機関の代表として選ばれ、発言し、決議する権利
3. 所定の手続きに従い、役員弾劾及び罷免、また大会開催を請求する権利
4. 統制処分に対し、上級機関への提訴並びに弁護を行う権利
5. 所定の手続きに従い、会計・議事録その他組合のあらゆる文章を閲覧する権利
6. 組合活動によって生ずる利益及び規定に基づく援助を受ける権利
7. 規約を守り会議に出席し、各機関の決定に基づいて活動する権利
8. 組合費、闘争資金を納入する義務

第7条（権利喪失）

組合員・労働組合が地方本部を脱退または、除名された場合は、既納の組合費その他一切の権利を失う。

第3章 加入及び脱退

第8条（加入）

本組合に加入しようとする労働者は、正規の手続きを経て、支部または分会を通じて地本執行委員会に申し込まなければならない。

単位労働組合として加入する場合は、その組合の規約及び役員名簿を加入届に添付しなければならない。団体加入の場合は、計画をもって個人加入に移行するよう努力する。

なお、本地方本部は「全国福祉保育労働組合同約」第12条により、共同して第5条に定める事業を遂行する労働組合のオブザーバー加盟を認める。

第9条（資格承認）

組合員の資格は地本執行委員会の承認を経て組合費を納入した時から発生する。地本執行委員会は、加入、脱退に関する権限の一部を支部または分会に代行させることができる。ただしその場合、権限を代行する支部及び分会は、必ず地本執行委員会に結果を報告しなければならない。

第10条（脱退）

本組合を脱退しようとする時は、本組合に対する一切の債務を履行した後、正規の手続きを経て、支部または分会を通じ地本執行委員会にその理由を添えて脱退の意志を報告し、その議を経なければならない。

第4章 組織機関

第11条（組織）

本組合は、地方本部を単位組合として次の組織構成を持つ。

地方本部 支部 分会（団体加入労組も含む） 業種別協議会

なおこの他に、必要がある場合は、地本執行委員会の指導のもとに、地本委員会の承認を得て、補助組織として地域別協議会、法人別協議会を設置することができる。

第一節 地方本部（地本）

第12条（地本の権限と機関）

地本は、単一組織として、傘下の支部・分会全てに対して、その活動を指導する権限と争議権、団体行動権、協約締結権を有する。

（2）地本の機関は次の通りである。

地方本部大会 地方本部委員会 地方本部執行委員会

第13条（性格・構成及び開催）

大会は、本地方本部の最高決定機関で、代議員と地本役員で構成し、地本執行委員長が招集する。

第14条（大会時期）

大会は、定期大会と臨時大会とし、定期大会は毎年9月に開催する。

（2）臨時大会は、地本執行委員会または地本委員会が必要と認めた時、及び加盟支部の3分の1以上の請求があった時に開催する。

（3）地本執行委員会は、大会開催の1カ月以上前までに、大会議事日程、代議員数、議案など必要な事項を全組合員に予告しなければならない。

第15条（代議員）

大会代議員は、大会開催日の2カ月前までの組合費完納の組合員数を基準にして、支部を単位に定数を定め、分会を単位に選出する。

（2）地本委員の選出比率は、組合員5人に対して1人の選出比率とする。

（3）大会代議員は、組合員の直接無記名投票により選出する。

（4）団体加入の労組の大会代議員は、その組合を単位に第2項の基準と同一の基準により選出する。

（5）地方本部役員は、大会の決議権を持たない。

第16条（成立要件と議決）

大会は、委任状を含め代議員の2分の1以上の出席を持って成立とする。ただし、出席代議員数は代議員総数の3分の1を下回ってはならない。

（2）議事は、規約に特に定めのある場合を除いて、出席代議員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。地方本部役員は、大会の決議権を持たない。

（3）大会議長団、及び資格審査委員会、選挙管理委員会等の大会運営組織は大会代議員のなかから選出する。

第17条（委任状）

やむを得ない理由で欠席する代議員は、その議決にかかわる権限を大会議長に委任することができる。

（2）委任状は大会議長に提出し、資格審査委員会の審査と承認を得なければならない。

第18条（大会の付議事項）

次の事項は、大会に付議しなければならない。

- 1、活動報告、運動方針の承認・決定に関する件。
- 2、決算の承認と予算の決定に関する件。
- 3、規約の改廃変更に関する件。
- 4、諸規則・規程の制定、改廃に関する件。
- 5、他団体への加入・脱退に関する件。
- 6、地方本部役員の選出。
- 7、全国福祉保育労働組合全国大会代議員及び同労組中央委員の選出に関する件。
- 8、会計監査人の委嘱に関する件。
- 9、本組合の合併・解散に関する件。
- 10、ストライキ権の確立に関する件。
- 11、統制並びに地本役員の罷免に関する件。
- 12、その他、地本執行委員会が必要と認めた事項。

（2）前項のうち、規約の改廃変更、地本役員の選出、合併・解散、ストライキ権の確立については別に定める。

第19条（地本委員会）

地本委員会は、大会に次ぐ決定機関で、地本委員と地本役員で構成し、年1回以上開催する。

地本委員会は、地本執行委員長が開催の20日以上前までに招集する。ただし地本委員の3分の1以上の請求があった時には、すみやかに臨時地本委員会を開催しなければならない。

第20条（地本委員の選出と任期）

地本委員は、地本委員会開催日の2カ月前までの組合費完納の組合員数を基準にして、

分会を単位に選出する。

地本委員の選出比率は、地本執行委員会で決定し、地本大会で承認を受ける。なお、地本委員の選出比率は、組合員10人に対して1人の選出比率とする。

地本委員は、組合員の直接無記名投票により選出する。

(2) 地本委員の任期は、承認された地本定期大会から翌年の地本定期大会までとし、再任は妨げない。任期中に欠員や欠格を生じた地本委員の補充は当該の支部による所定の選出の手続きを経た上で、直近の地本委員会で新たな地本委員を承認することができる。

第21条(地本委員会の成立要件等)

地本委員会は、委任状を含め地本委員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、出席地本委員は地本委員総数の3分の1を下回ってはならない。

(2) 議事は、出席地本委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。地本役員は地本委員会の議決権を持たない。

(3) 議長団、及び資格審査委員会等の委員会運営組織は地本委員のなかから選出する。

第22条(委任状)

やむを得ない理由で欠席する地本委員は、地本委員会議長にその権限を委任することができる。

(2) 委任状は、地本委員会議長に提出し、資格審査委員会の審査と承認を得なければならない。

第23条(地本委員会の付議事項)

次の事項は、地本委員会に付議しなければならない。

- 1、大会で決定された運動方針の具体化に関し、地本執行委員会が必要と認めた事項。
- 2、補正予算の決定。
- 3、臨時資金の徴収。
- 4、加入・脱退の報告。
- 5、疑義を生じた規約の解釈。
- 6、規則・規程の改廃変更。
- 7、地方本部委員の承認。
- 8、闘争委員会の設置。
- 9、統制に関する事項。
- 10、その他、地本大会が地本委員会に付議・委嘱した事項並びに地本執行委員会が必要と認めた重要事項。

第24条(地本執行委員会)

地本執行委員会は、大会と地本委員会の決議を執行する他、緊急事項の処理にあたる。

(2) 地本執行委員会は、地方本部役員(会計監査委員をのぞく)で構成し、地本執行委員長が招集する。

(3) 地本執行委員会は、地本役員2分の1以上の出席で成立し、議決は出席役員の過半数で行う。

(4) 地本執行委員会に書記局をおき、日常業務を処理する他、専門部及び専門委員会をおくことができる。

第25条(地本役員)

本組合は、次の役員をおく。

1. 執行委員長 1名
2. 副執行委員長 若干名

3. 書記長 1名
4. 書記次長 若干名
5. 執行委員 若干名
6. 会計監査委員 2名

(2) 副執行委員長、書記次長、執行委員の定数は、地本大会で決定する。

(3) 特別執行委員の選任は地本執行委員会で行い、地本大会に報告し、承認を受ける。

第26条(選出方法)

役員は、組合員の直接無記名投票によって選出する。

役員選挙に関する事項については、「選挙管理規則」を別に定める。

第27条(任期と欠員補充)

役員の任期は、定期大会から翌年の定期大会までの一年間とし、再任を妨げない。

役員に欠員を生じた場合は、第26条に基づいて補充する。補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第28条(罷免)

組合員が、役員を不相当であると認め、全組合員の3分の2以上の同意と理由を付して、地本執行委員会に届け出た場合は、ただちに臨時大会を開き、その役員の罷免について審議し決定しなければならない。

第29条(任務)

役員の任務は次の通りである。

1. 執行委員長は、本組合を代表し、全ての業務を統括する。
2. 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故ある時は、その任務を代行する。
3. 書記長は、書記局を統括し、日常業務を処理する。
4. 書記次長は、書記長を補佐し、書記長に事故あるときはその任務を代行する。
5. 執行委員は、地本執行委員会を構成し、組合業務を執行する。
6. 会計監査委員は、随時、会計を監査し、大会及び地本委員会に報告する。
7. 特別執行委員は、必要に応じて地本執行委員会等に出席し、意見を述べるができる。ただし、議決権は持たない。

第30条(職員及び顧問)

専従役員及び職員をおく場合は、地本執行委員会の議を経て、執行委員長が委託する。任免及び服務に関する規定は、別に定める。

別に定める細則によって、顧問をおくことができる。

第二節 支部

第31条(支部の性格と構成)

支部は、本組合の下部組織で、本組合の決定を実践し、組合員の援助・指導・統制を行う。

支部は、地域・業種・法人・事業所の別に組織し、必要に応じて分会を設置する。支部の設立・結成については、地本執行委員会の指導と承認を得なければならない。

第32条(支部の活動)

支部は、地本執行委員会の指導と承認のもとに次の諸活動を行う。

1. 全国大会、中央委員会、地本大会、地本委員会及び支部大会の決定の実践。
2. 傘下分会における活動の指導と援助。及び、支部に所属する組合員の団結の強化と学

習・教宣などの活動。

3．組合員の拡大。

4．その他、目的達成に必要な諸活動。

第33条（支部の機関）

支部には次の機関をおく。

支部大会　支部委員会　支部執行委員会

第34条（支部大会）

支部大会は、支部の最高決議機関で、支部執行委員長が招集し、当該の支部に所属する分会において選挙によって選出された支部大会代議員で構成する。

（2）支部大会の代議員の選出比率は、組合員の意見が十分反映されるよう、支部執行委員会が決定する。

（3）支部大会は、定期大会と臨時大会とし、定期大会は年1回開催する。臨時大会は、支部執行委員会が必要と認めた時、及び組合員の3分の1以上の請求があった時に開催する。

（4）地本執行委員会が開催を要求した時には、支部執行委員会はすみやかに臨時支部大会を開催しなければならない。

（5）代議員選出方法は地本に準じる。

第35条（付議事項）

支部大会は次の事項を審議し、決定する。

1．活動報告の承認と活動方針の決定。

2．決算の承認と予算、並びに支部の活動費に係わる分会からの納付金の額の決定。

3．支部役員を選出。

4．その他、重要事項。

第36条（成立要件と議決）

支部大会は、委任状を含む代議員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席代議員の過半数で決する。ただし、出席代議員は、代議員総数の3分の1を下回ってはならない。

なお、第35条の3号については組合員の直接無記名投票でこれを決める。

（3）やむを得ない理由で欠席する代議員（または組合員）は、支部大会議長にその権限を委任することができる。委任状は、支部大会議長に提出し、資格審査委員会の審査と承認を得なければならない。

第37条（支部委員会）

支部委員会は支部大会に次ぐ決議機関で、支部委員と支部役員で構成し、必要に応じて開催する。ただし、民主的な組織運営に支障がない場合は、支部大会の議を経て支部委員会の開催を留保することができる。

支部委員会は、支部執行委員会が開催の20日以上前までに招集する。ただし、支部委員の3分の1以上の請求があった時には、すみやかに臨時支部委員会を開催しなければならない。

（2）支部委員は、分会を単位に選出し、支部委員の選出比率は支部執行委員会で決定する。支部役員は、支部委員会の決議権を持たない。

（3）支部委員選出方法は地本に準じる。

第38条（付議事項）

次の事項は、支部委員会に付議しなければならない。

1. 大会で決定された運動方針の具体化に関する事項
2. 補正予算
3. 臨時資金の徴収
4. 加入・脱退の報告
5. 疑義を生じた規約の解釈
6. 闘争委員会の設置
7. その他、重要事項

第39条（支部執行委員会）

支部執行委員会は、本規約第32条にあげる「支部の活動」を具体化するとともに、日常的諸問題を解決する。

第40条（支部役員）

支部執行委員会は、次の役員で構成する。

1. 支部執行委員長 1名
2. 支部副執行委員長 若干名
3. 支部書記長 1名
4. 支部書記次長 若干名
5. 執行委員 若干名
6. 会計監査 2名（ただし支部の実情に応じて1名とすることもできる）

（2）支部役員の定数は支部大会で決定し、支部の実情によっては、支部副執行委員長と支部書記次長の選出を留保することができる。

（3）役員は、組合員の直接無記名投票によって選出する。役員選挙に関する次項については、「選挙管理規則」を別に定める。

（4）支部役員の任期・罷免・任務については、本規約第27条・28条・29条の規程を準用する。

第三節 分会

第41条（分会の構成）

分会は、本組合の基礎的な組織であり、原則として法人または職場を単位に構成する。ただし、必要に応じて地域あるいは業種別を単位として構成することができる。

（2）分会には、必要に応じて班を設けることができる。

（3）分会の確立は、地本及び支部の指導のもとに行い、地本執行委員会の承認を得る。

（4）団体加入した労働組合は、本規約第12条で分会としてあつかう。

第42条（分会の役割と活動）

分会は、地本執行委員会及び支部執行委員会の指導と援助・承認のもとに次のことを行う。

1. 地本大会、地本委員会、支部大会及び分会大会の決定の実践。
2. 組合員の団結の強化を図る諸活動。
3. 組合員の拡大
4. その他、目的達成に必要な諸活動。

（2）分会は、次の原則にそって活動をすすめる。

1. 分会会議を定期的に行う。会議にはみんなが出席し、みんなが発言し、みんなで行う。

2. 活動はみんなが参加できるように工夫し、役割・任務はみんなで行う。

る。

3．分会は要求に基づいて活動方針を決定し、実践するとともに、その教訓を明らかにするための総括を行う。

4．組合員の要求をまとめ、団結して活動し、分会の拡大・強化をめざす。

5．活動は未組織の仲間にも呼びかけ、共同してすすめることを追求し、常に組合への加入を働きかける。

6．団結の強化と運動の発展のために、さまざまな学習・教育・調査活動を行う。

第43条（分会の機関）

分会には次の機関をおく。

分会大会 分会執行委員会

第44条（分会大会）

分会大会は分会の最高決議機関であり、全分会員で構成し、少なくとも年一回以上開催する。ただし、分会の実情から代議員制を取る場合には、支部並びに地本執行委員会の指導と承認を受ける。

（2）分会大会は次のことを行う。

- 1．活動の総括
- 2．活動方針の決定
- 3．予算の決定と決算の承認
- 4．分会役員の選出
- 5．地本大会及び支部大会の代議員の選出
- 6．地本委員及び支部委員の選出
- 7．その他、必要な事項

（3）分会大会の成立要件と議決については、本規約第16条を準用する。ただし、前項のうち、分会役員の選出、地本大会及び支部大会代議員の選出は全組合員の直接無記名投票によって行う。

第45条（分会執行委員会）

分会執行委員会は、本規約第42条にあげる「分会の役割と活動」を具体化する機関であり、次の役員で構成する。

- 1．執行委員長 1名
- 2．副執行委員長 若干名
- 3．書記長 1名
- 4．書記次長 若干名
- 5．執行委員 若干名
- 6．会計監査 2名（ただし分会の実情に応じて1名とすることもできる）

執行委員長と書記長、会計監査以外の役員は分会の実情に応じて選出を留保することができる。

（2）分会役員は、全分会員の直接無記名投票で選出する。

第四節 業種別協議会

第46条（業種別協議会の構成）

業種別協議会は、本規約第5条の目的の達成を図るための補助組織であり、同一業種あるいは類似業種の分会・班・職場によって構成する。

（2）構成にあたっては、地本執行委員会の承認を得る。

第47条（業種別協議会の活動）

業種別協議会は、地本執行委員会の指導のもとに次の活動を行う。

1. 業種別の要求をまとめるとともに、その実現に必要な諸活動。
2. 業務の交流や調査・学習・研究活動。
3. 同一業種の未組織労働者の組織化をすすめる活動。

第5章 争議行為・ストライキ

第48条（争議行為の手続）

支部に争議が起きた場合には、地本執行委員会に報告し、指導を受ける。

（2）分会に争議が起きた場合には、支部執行委員会に報告し、指導を受ける。ただし、これによることができない場合は、直接地本執行委員会に報告し、指導を受ける。

（3）報告を受けた地本及び支部執行委員会は、争議解決のため、必要な指令を発し、適切な指導と援助を行わなければならない。

第49条（ストライキ権の確立）

本組合員に共通する重大問題が発生し、ストライキが必要と考えられる場合は、全組合員の直接無記名投票で組合員総数の過半数の賛成を得なければならない。

第50条（ストライキ権の管理）

地本でのストライキ権の管理は、地本執行委員会と地本委員会で設置されたストライキ闘争委員会で行う。闘争委員長は、地本執行委員長があたる。

第6章 統制

第51条（統制処分事由）

本地方本部の組合員・労働組合で次の各号に該当するものは、具体的事実に基づいて地本執行委員会の議決により、処分することができる。

1. 規約及び各級機関の決定に違反した時
2. 組合の統制を乱し、名誉を傷つけた時
3. 正当な理由なしに、組合費を3カ月以上おさめない時

第52条（統制処分の種類）

統制処分は、けん責、権利停止、役員の罷免、脱退勧告、除名のいずれかとする。

第53条（弁明と再審査）

統制処分に関する審議、決定は慎重に行い、処分を受けるものにたいしては十分に弁明の機会を与えなければならない。

（2）組合員・労働組合は、処分に不服の場合は、地本大会に対し正規の手続きを経て、再審査を要求することができる。大会議長は再審査請求に対し、すみやかに受理して、処分の成否を決するよう大会の議案としなければならない。

第7章 財政

第54条（財政と会計年度）

本地方本部の会計は、組合費、臨時組合費、闘争資金、寄付金及び雑収入などをもってまかない、会計年度は毎年8月1日から翌年7月末日までとする。ただし、寄付を受け取る時は、地本執行委員会の承認を必要とする。

第55条（組合費）

組合費は月額を本俸の1.5%、一時金を支給額の1%とする。

(2) 臨時・非正規組合員は月額を労働契約賃金の 0.8%、一時金を支給額の 0.8% とする。

(3) 必要ある場合は、地本大会の議決を経て、臨時に組合費を徴収することができる。

(4) 失業中のもの、その他特別の事情のある組合員は、地本執行委員会の承認を得て、1項に示す組合費の全部または一部を、最低 100 円まで減額することができる。

第 56 条 (組合費の納入)

前条に示す組合費は、それぞれ毎月末までに地本執行委員会に納入しなければならない。

第 57 条 (各級組織の活動費)

本規約第 55 条に基づき納入された組合費から 10% を支部に還元する。

第 58 条 (闘争資金)

組合員は、闘争資金として第 56 条の組合費とは別に、本部闘争資金月 50 円、地方本部闘争資金月 50 円を毎月末までに地本執行委員会に納入しなければならない。

(2) 闘争資金の運用管理は、別に定める「闘争資金運用規定」に基づいて行う。

第 59 条 (支部・分会の臨時組合費)

支部、分会で臨時に組合費を徴収しようとする時、または、本規約第 55 条の組合費とは別に常時独自の組合費を徴収しようとする時には、事前に地本執行委員会に報告し承認を受けた上で、支部大会または分会大会での議決を経なければならない。

第 60 条 (財産管理)

本組合の財産管理は、地本執行委員会の責任とする。なお、毎年 1 回大会において組合員によって委嘱された職業的に資格のある会計監査人によって、正確であることの証明を付して決算報告を行う。

(2) 支部及び分会の財産管理は、支部及び分会執行委員会の責任とする。なお、それぞれの大会において、会計監査委員の正確であることの証明を付した決算報告を行う。

(3) 決算報告書には、全ての財源及び使途、主要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を記載する。

第 8 章 付則

第 61 条 (規約の改廃)

この規約は、組合員の直接無記名投票により、過半数の賛成がなければ改廃・変更することができない。

第 62 条 (執行期日、他)

この規約は、1990 年 3 月 11 日より施行する。

なお、この規約の執行に必要な規則・規定の決定及び疑義の解釈は、地本委員会の議を経て行う。

1992 年 10 月 25 日 第 4 回定期大会において一部改正。

1995 年 10 月 22 日 第 7 回定期大会において一部改正。

1997 年 10 月 19 日 第 9 回定期大会において一部改正。

2000 年 9 月 23 日 第 12 回定期大会において一部改正。

2006 年 9 月 3 日 第 20 回定期大会において一部改正。

2012 年 9 月 9 日 第 26 回定期大会において一部改正。